

産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準

(平成14年3月29日環境省令第7号)

最終処分場の維持管理基準

○従来より適用、◎平成10年改正により適用、×適用無し

基準の内容	産 廃		
	安定	管理	遮断
1) 埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	○	○	○
2) 最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	○	○	○
3) 火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	○	○	○
4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	○	○	○
5) 囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 (閉鎖された埋立地を埋め立て処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにしておくこと)	○	○	○
6) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	○	○	○
7) 擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	○	○	×
8) 廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂その他のものにより覆うこと。	×	◎	×
9) 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	×	○	×
10) 最終処分場の周縁の2箇以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。 イ 埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること。 ロ 埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録すること。 ハ 埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録すること。 ニ 電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録すること。	◎*	◎	◎
11) 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く)が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	◎	◎	◎
12) 雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないよう必要な措置を講ずること。	×	○	○
13) 調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	×	◎	×

*:電気伝導率、塩化物イオン除く

14) 浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。			
イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。	×	◎	×
ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	×	○	×
ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。	×	◎	×
(1) 排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録すること。			
(2) 水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録すること。			
15) 開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	×	○	○
16) 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。 (ただし、ガスを発生するおそれのない廃棄物のみを埋め立てる場合を除く。)	×	◎	×
17) 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。 (ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。)	×	◎	×
18) 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	×	◎	×
19) 埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。	◎	◎	◎
20) 埋立地のたまり水は、埋立開始前に排除すること。	×	×	○
21) 外周仕切設備及び内部仕切設備を定期的に点検し、これらの設備の損壊又は保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに新たな廃棄物の搬入及び埋立処分を中止させるとともに、設備の損壊又は保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。	×	×	○
22) 埋立処分が終了した埋立地は、速やかに外周仕切設備と同等の覆いにより閉鎖すること。	×	×	◎
23) 閉鎖した埋立地については、覆いを定期的に点検し、覆いの損壊又は保有水の浸出のおそれがある場合には、速やかに覆いの損壊又は保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。	×	×	○
24) 廃棄物を埋め立てる前に、展開検査を行い、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には廃棄物を埋め立てないこと。	◎	×	×
25) 浸透水について地下水等検査項目を1年1回以上、BOD又はCODを1月に1回(埋立終了後は3月に1回)以上、水質を測定・記録すること。	◎	×	×
26) 次に掲げる場合には、速やかに、廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、生活環境保全上必要な措置を講ずること。 (1) 浸透水に係る地下水等検査項目の水質検査の結果基準に適合していない場合。 (2) BOD又はCODの水質検査の結果、BODが20mg/ℓ又はCODが40mg/ℓを超えている場合。	◎	×	×
27) 埋立処分が終了した埋立地を、埋立処分以外の用に供する場合は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。	◎	×	×
28) 27)により閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	◎	×	×

最終処分場の廃止基準

○適用、×適用無し

基準の内容	産 廃		
	安定	管理	遮断
1) 廃棄物最終処分場が囲い、立て札、調整池、浸出液処理設備を除き構造基準に適合していないと認められないこと。	×	○	×
2) 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。	○	○	○
3) 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。	○	○	○
4) ねずみが生息し、ほえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。	○	○	○
5) 地下水等の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合においてはこの限りでない。 イ 現に地下水質が基準に適合していないこと。 ロ 検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること	○	○	○
6) 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、次に掲げる項目・頻度で2年以上にわたり行った水質検査の結果、排水基準等に適合していると認められること。 (1) 排水基準等 6月に1回以上 (2) BOD、COD、SS 3月に1回以上	×	○	×
7) 埋立地からガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。	○	○	×
8) 埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温になっていないこと。	○	○	×
9) おおむね50cm以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。	○	○	×
10) 雨水が入らず、腐敗せず保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる処分場の覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。	×	○	×
11) 現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。	○	○	○
12) 地滑り、沈下防止工及び外周仕切設備が構造基準に適合していないと認められないこと。	×	×	○
13) 外周仕切設備と同等の効力を有する覆いにより閉鎖されていること。	×	×	○
14) 埋め立てられた廃棄物又は外周仕切設備について、環境庁長官及び厚生大臣の定める措置が講じられていること。	×	×	○
15) 地滑り、沈下防止工、雨水等排出設備について、構造基準に適合していないと認められないこと。	○	×	×
16) 浸透水の水質が次の要件を満たすこと。 ・地下水等検査項目：基準に適合 ・BOD：20mg/l以下	○	×	×

(注) 最終処分場の種類は、令第7条第14号に掲げられている。

② 「遮断型処分場」とは、有害な燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さい、13号廃棄物を埋立処分するものをいう。(令第7条第14号イ)

① 「安定型処分場」とは、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、環境庁長官及び厚生大臣が指定する産業廃棄物を埋立処分するものをいう。(令第7条第14号ロ)

② 「管理型処分場」とは、廃油(タールピッチ類に限る。)紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物のふん尿、動物の死体及び無害な燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さい、13号廃棄物を埋立処分するものをいう。(令第7条第14号ハ)